資料２－２

北海道マスターガイドの毎年の業務活動報告を制度化し、1年ごとの更新制を導入します

平成28年9月16日付けで北海道マスターガイド認定要領を以下のとおり、改正しましたのでご連絡します。

【現行】　マスターガイドの認定期間は、アウトドアガイド資格の保有期限まで

現行では、北海道マスターガイドの認定期間は、北海道アウトドアガイド資格の保有期間までとされていました。

つまり、一度北海道マスターガイドに認定されれば、北海道アウトドアガイドの資格を持っている限り、北海道マスターガイドの認定も継続されるというものです。

【現行】　業務活動報告は任意

現行では、アウトドア活動に関する講演や執筆活動など不特定多数に向けたPR活動を行う場合に、業務活動報告を提出していただいていました。

【今後】　北海道マスターガイドの業務活動報告を毎年5月31日までに行い、1年ごとに北海道マスターガイドの資格を更新

北海道マスターガイドの毎年の業務活動報告を制度化し、1年ごとの更新制を導入しました。

ただし、更新に伴う煩雑な手続を軽減するため、業務活動報告書と認定更新申請書を1つの様式とし、業務活動報告を行うことにより、同時に更新手続ができるようにしました。

今後は、毎年5月31日までに資格制度業務センター宛てに前年度分のマスターガイドとしての活動実績を報告していただくことになります。また、認定更新申請書と業務活動報告書が1つの様式になっていることから、業務活動報告をしなかった場合には、北海道マスターガイドの更新もされないことになりますのでご注意ください。

なお、更新手数料は、無料です。

北海道アウトドアガイドのリーダー的存在である北海道マスターガイドの地位向上のために、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。